

◎新潟県告示第1073号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和3年9月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 起業者の名称
社会福祉法人光寿福祉会
- 2 事業の種類
与板こども園建替え事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分
長岡市与板町与板字柳之町地内
- (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

与板こども園建替え事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する第二種社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、起業者である社会福祉法人光寿福祉会の理事会において施行を決定しており、また、本件事業に必要な経費については、借入金及び補助金により予算措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

社会福祉法人光寿福祉会が運営する与板こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園として、就学前の乳幼児を対象に、保護者等の多様なニーズに対応した教育・保育を提供している。

近年、共働き家庭の増加や核家族化の進行などにより保育へのニーズが高まる中、与板こども園は、長岡市与板地域において、保育機能を有する唯一の幼児教育施設となっているが、現在の園舎は、昭和63年の改築から33年が経過しており、施設の劣化や老朽化が進行している。

このため、今後発生する可能性がある大規模地震に備え、園児の安全・安心を確保するためには、早急に建替えを行う必要がある。

また、園舎の脇を流れる黒川流末川は、豪雨時に度々溢水し、その影響で道路が冠水し通行不能となるため、登降園の支障となるほか、園児にとって危険な状況となっていることから、施設の移転が急務となっている。

加えて、現在の園舎は3棟に分かれているため利便性が悪く、また、園舎敷地が狭小なことから、園児が野外活動を行うために必要な広さの園庭が確保できていない。

さらに、十分な駐車場敷地も確保されておらず、園児の送迎時に渋滞が発生しており、事故等の危険性もあるため、保護者から安全な駐車場の確保を求められている。

本件事業は、園舎の耐震性を高めるとともに、水害のおそれを回避するため、園舎の移転・建替えを行うものであり、本件事業の実施により園児の安全・安心の確保が図られる。

また、園舎を1棟とすることで利便性が向上するほか、移転に伴い、園庭や駐車場に必要な敷地を確保できることから、園児の教育・保育環境の充実が図られるとともに、送迎時の混雑が解消され、園児の安全を確保することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価を実施しないが、起業者は、工事の実施及び施設の供用に当たり、大気汚染、騒音、水質汚濁、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずるとしていることから、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと見込まれる。

本件起業地において、天然記念物、希少野生動植物種、新潟県のレッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種のいずれも確認されていない。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、事業に必要な面積が確保できることを条件に、与板地域の3箇所を候補地として選定の上、土地利用に与える影響や交通利便性、経済性等を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の実施により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるもので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、園児の安全・安心を確保するため、水害の恐れがある地域に立地し、老朽化した園舎の移転・建替えを行う事業であり、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業のために恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長岡市役所さいわいプラザ4階 保育課